

政府が新たな感染症対策 医療機関に罰則、23年度中に司令塔組織

9/2 毎日新聞



新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で発言する岸田文雄首相（中央）＝首相官邸で2022年9月2日午前9時32分、竹内幹撮影

政府は2日の新型コロナウイルス感染症対策本部で、新型コロナや次のパンデミック（世界的大流行）に備えた方針をまとめた。感染症法を改正し、都道府県との事前協定に違反して病床確保などに応じない医療機関に対する「罰則」を設けることなどが主な柱。秋の臨時国会に改正案を提出する。

また、方針には感染症対策の司令塔となる新組織を2023年度中に、現在の国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合する新しい専門家組織を25年度以降に設置する方針も盛り込んだ。

岸田文雄首相は2日の新型コロナ対策本部で、病床確保に関し「平時から計画的に体制を整備し、有事に確実に医療が提供されるようにする」と述べ、関連法案の準備を進めるよう指示した。

感染症法などの改正案では、公的・公立病院や、高度医療を提供する「特定機能病院」や地域医療の中核となる「地域医療支援病院」に対し、感染症流行に備え都道府県と結ぶ協定で、病床確保や発熱外来などの医療提供を義務づける。

そのうえで、医療機関が協定に従わない場合には、都道府県が勧告や指示のほか病院名の公表もできるとしている。特定機能病院や、地域医療支援病院が病床確保などについて応じない場合は承認取り消しができる仕組みも盛り込んだ。取り消しになれば診療報酬の加算の優遇がなくなる。

医療機関に「罰則」のルールを示すことで、医療提供体制確保に実効性をもたせる狙いがある。一方、医療機関全体の8割を占める民間病院については「協力要請」にとどめる方針だ。

改正案ではこのほか、医薬品や医療機器、個人防護具など、感染症対策物資の確保強化に向け、緊急時には国がメーカーなど事業者が生産の要請・指示ができるようにする。

また、機動的なワクチン接種に向け、医師や看護師以外も接種ができる枠組みを整備。水際対策の実効性を確保するため、感染の恐れがある人に対し、自宅での待機を指示できる仕組みもつくる。待機状況の報告をしない場合については、罰則も設ける。

感染症法改正案とともに、組織の体制強化策も盛り込んだ。司令塔機能を持つ組織は「内閣感染症危機管理統括庁」（仮称）で、内閣官房に設置。平時からパンデミックを想定した訓練や、各府省庁の準備状況を確認し、緊急事態発生時には初動対応を一元的に担うとともに、省庁横断的に対策に取り組む。厚生労働省健康局に24年度に設ける「感染症対策部」（仮称）と連携し、感染症危機への対応に備えるための企画立案などを担う。

新たな専門家組織は特殊法人として設立する方針で、設置法などの関連法案を来年の通常国会に提出する方針だ。【神足俊輔】